

1 総社市行政不服審査会の結論

総社市長が、平成30年4月4日付けで行った、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号。以下「条例」という。）第7条第5号の規定による情報公開不開示決定は妥当である。よって、本件審査請求については、棄却されるべきである。

2 事案概要

- (1) 審査請求人は、平成30年3月27日、条例第6条の規定に基づき、総社市長（以下「実施機関」という。）に対して平成30年2月総社市議会定例会の一般質問に対する答弁書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成30年4月4日、本件請求に係る公文書について、条例第7条第5号の規定により不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年7月3日、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提出した。
- (4) 実施機関は、条例第17条の規定に基づき、平成30年8月7日付け総第59号により総社市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対して本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書等において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は、条例第1条及び第7条第5号に違反し、違法である。
- (2) 不開示決定のため、審査請求人の知る権利が侵害されている。
- (3) 他市において、答弁書は開示すべきという判例がある。
- (4) 以上の理由により、本件処分の取消を求める。

4 実施機関の本件処分理由説明要旨

本件処分については、条例第7条第5号に規定する「公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」がその根拠であり、実態として本件請求に係る公文書は検討、協議に関する文書であるため不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 条例第7条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関は公文書の開示義務を負う。
- (2) 答弁書は、議会の事前会議で使用する内部資料であり、協議した後も、答弁書の修正等を行っていない。よって、答弁書に記載された内容と議会の答弁内容は大きく異なる場合があり、意思決定前の意思形成過程の情報である。

- (3) 答弁書を開示した場合、今後、担当部署の率直な意見を答弁書に反映することができない。

5 審査会の判断理由

審査会の判断理由は、次のとおりである。

(1) 条例第7条第5号該当性について

本件答弁書について実施機関は、条例第7条第5号が定める不開示情報のうち「市の内部…における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより率直な意見の交換…が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当すると主張する。これについて検討する。

実施機関によれば、本件答弁書は、議会での答弁に先立つ会議で協議した後、修正等を行っていないため、当初に作成したままの状態では保有されているものである。審査会は、答弁書と議会議事録を照合し、答弁書と実際の答弁が大きく異なっていることを確認した。

すなわち、本件答弁書は、議会での答弁に先立つ内部の会議における協議資料として取り扱われており、意思決定前の初期の資料であって、それが開示されると率直な意見の交換に支障が生じるおそれがあると言える。

以上のことから、本件答弁書は条例第7条第5号に該当する不開示情報が記録された公文書と認められる。

(2) 結論

以上の理由により、「1 総社市行政不服審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の経過等

(1) 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年 8月 7日	審査庁から諮問書及び事件記録等の受理
平成30年11月13日 (第1回)	・ 諮問の報告 ・ 審査請求人による口頭意見陳述 ・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成30年12月18日 (第2回)	・ 審議
平成31年 1月30日 (第3回)	・ 審議

(2) 総社市行政不服審査会委員

会 長 西浦 公

副会長 平田 真也

委 員 寺尾 恵子

委 員 長沼 徹

委 員 松尾 一夫